

提 言 書

平成25年8月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

目 次

1. 地方の財源確保について	1
2. TPP協定交渉に関する要請について	4
3. 農林水産業の施策に係る充実・強化について	5
4. 復興木材の流通に対する支援制度の創設について	8
5. 地域の雇用支援施策の充実について	9
6. ポリテクセンター、ポリテクカレッジの運営継続について	11
7. 整備新幹線の建設促進について	12
8. 並行在来線への支援措置について	13
9. 地方航空路線の維持・拡充について	15
10. 除雪事業の体制強化について	16
11. 次世代自動車の普及促進に向けた 充電インフラ整備等の推進について	18
12. 地域医療の確保について	19
13. 結婚支援の充実について	22
14. 高校授業料無償化の継続及び拡充等について	23
15. 地域における科学技術の振興について	25
16. 北方領土問題の早期解決について	26

地方の財源確保について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っており、平成 25 年度の地方財政計画でも、一般財源総額は前年度と同水準に抑えられています。また、臨時財政対策債は依然として高い水準となっており、地方公共団体は借金を前提とした財政運営を余儀なくされ、さらなる財政構造の硬直化も懸念されています。

多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み、懸命の努力を続けてきましたが、歳出削減努力はもはや限界にあります。

地方公共団体が今後も一層の行財政改革等の取組により収支均衡を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や偏在性の少ない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定により国税 5 税の法定率を引き上げて対処すること。

地方財政計画の策定に当たっては実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることや、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するた

めに設けられたことを踏まえ、単に国の歳出削減の目的で一方向的に地方交付税を減額することは行うべきではないこと。

なお、東日本大震災に関する復旧・復興事業費及びその財源については、地方財政計画において引き続き通常収支とは別枠で整理した上で、必要となる財源を確実に措置すること。また、避難者を受け入れている自治体の受入に係る経費についても特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

(2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

なお、それまでの間、偏在性の是正に一定の役割を果たしている地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、維持すること。

2. 地方公務員給与について

国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方向的に削減した措置は、地方自治の根幹に関わる問題であり、今後こうしたことは絶対に行わないこと。

また、公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の中で考えるべきであり、今後ラスパイレス指数のあり方を含め、給与と手当の総合的な比較を行い、「国と地方の協議の場」等において十分協議を行うこと。

3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて期間の延長や基金の積み増しを行うこと。また、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能となるよう、要件の緩和を行うこと。

更に、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分

な財源措置を講ずること。

4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改革、地方公務員給与のあり方等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないように配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重するとともに、国・地方に通じた中長期的な行財政改革を前提とし、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

ＴＰＰ協定交渉に関する要請について

ＴＰＰ協定は、北海道・東北地方の基幹産業である農林水産業のみならず、食の安全、投資、医療、労働、政府調達など、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、これまで、政府に対しては、十分な情報提供とＴＰＰ協定が地方経済や国民生活全般に与える影響等について明確な説明を求めてきたところです。

つきましては、北海道東北地方知事会として、次のことを提言します。

1. ＴＰＰ協定への参加については、４月の衆参両院農林水産委員会における決議も踏まえ、拙速に走ることなく、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で、慎重に判断すること。また、地方の経済活動や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨むこと。
2. 地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能を有する農林水産業については、ＴＰＰ協定への参加如何にかかわらず、食料安全保障の観点から、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向けた施策を講ずること。
3. ＴＰＰ協定への参加を判断するに当たっては、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないように、十分に配慮すること。

農林水産業の施策に係る充実・強化について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

しかし、農業分野において、経営所得安定対策は、農業所得の確保及び農業経営の安定に一定程度寄与しているものの、地域の裁量が十分に発揮できていない、将来にわたって安定した財源が確保されていないなどの課題があります。

また、米の需給調整については、依然として過剰作付の解消には至っておらず、ミニマムアクセスにより輸入された外国産米や政府備蓄米が、主食用として注目され、市場での流通量の増加により、米の需給調整の実効性に影響を及ぼす懸念があります。

この様な中、農業経営基盤強化促進法に基づき支援対象とされてきた認定農業者や「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられた担い手は、地域農業の牽引役として期待されており、更なる規模拡大や経営の多角化に早急に取り組む必要が生じています。

また、林業分野においては、採算性の悪化などにより、間伐等の施業が十分に実施されない森林が多く、このままでは、水源かん養や国土保全、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能の発揮に影響を及ぼすことが懸念されています。

更に、水産業分野においては、魚価の低迷や燃油高騰などによる生産コストの増加に加え、海洋環境の変化に起因するとみられる漁獲量の減少などにより、漁業経営は一段と厳しさを増しており、水産物の安定供給に支障をきたす事態が懸念されていることから、水産資源の回復と漁業経営の維持に向けた対策が必要となっています。

こうしたことから、次のことについて提言します。

1. 農業の経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、主食用米から非主食用米等へ生産が誘導

される仕組みを構築するとともに、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上への取組や、畑地で生産される作物を含めた地域振興作物の生産を支援する産地資金を充実するなど、より地域の裁量が発揮できる制度に改善した上で、安定した財源を確保するとともに、法制化を含めて恒久的な制度とすること。

- (2) 平成 26 年産米の都道府県別生産数量目標の配分等に当たっては、需要実績を基本に、これまでの配分実績について配慮するとともに、東日本大震災の被災県が不利とならない算定方法とすること。
- (3) ミニマムアクセス米及び政府備蓄米については、主食用米の国内需給に影響を与えない対策を講ずること。
- (4) 「人・農地プラン」・「経営再開マスタープラン」で地域の中心となる経営体に位置づけられた認定農業者等は、更なる規模拡大や経営の多角化に早急に取り組む必要があることから、予算の拡充により、当該農業者を対象とした機械・施設等の整備に向けた支援策を充実・強化すること。
- (5) 新規就農者を対象とする青年就農給付金の受給要件や就農支援資金の貸付条件の見直し等と必要な予算の安定的な確保により、新規就農の定着に向けた支援策を充実・強化すること。
- (6) 中山間地域等において、6 次産業化の取組を通じてより多くの後継者を確保するなどの多様な担い手の経営努力に対し、地域の裁量を生かせる新たな支援を講ずること。
- (7) 国が「攻めの農林水産業」の具体化の方向で示している農地の中間的受け皿整備の制度設計に当たっては、県及び市町村段階のマンパワーの確保など財政・運営面の支援に加え、将来を含め地方に負担を生じさせない仕組みとすること。

2. 森林の整備・保全対策の支援強化

- (1) 管理不十分な森林の整備について、新たな税財源など国が必要な財源を確保し全面的に支援する制度を創設すること。
- (2) 平成 17 年度から 19 年度まで林業公社の経営安定化対策として実施された日本政策金融公庫資金の任意繰上償還の措置を再開するとともに、対象

を県の分収林事業に係る起債にも拡大すること。

また、県の分収林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講ずること。

3. 水産資源の回復と漁業経営の維持に向けた対策の実施

近年著しい減少がみられるサケ資源など、広域的に回遊・利用される漁業資源の変動要因を解明するとともに、栽培漁業など資源造成の拡充や適切な資源管理等による資源の回復に向けた対策を講ずること。

また、漁業経営の維持・安定化に向けて、漁業経営セーフティネット構築事業等の資源管理・漁業経営安定対策及び漁業構造改革総合対策事業等の施策について、支援の継続・強化を図ること。

復興木材の流通に対する支援制度の創設について

東日本大震災による住宅の全半壊は、青森県、岩手県、宮城県、福島県の4県を合わせると約34万4千戸にのぼり、住宅再建の動きが本格化するのに合わせ、建築に必要な木材製品の需要増加が想定されます。

復旧・復興の取組を進めている被災地の林業・木材産業においては、こうした地域の復興需要に応えながら早期の経営安定を図っていくことが不可欠であるとともに、林業・木材産業は、住宅分野など関連産業の裾野が広いことから、地域経済の再興にも大きく寄与することが期待できます。

しかし、被災地の一部では、震災の影響等により、本格化する住宅再建の動きに対応した地域の木材製品の供給体制が十分とは言えない状況にあるなど、復興に必要な木材製品を、近隣道県の連携のもと地域で安定的かつ円滑に流通させる対策を講ずる必要があることから、次の事項について提言します。

1. 被災県の木材需要に応えるため、被災県の木材市場等と近接道県の製材工場等が協定を締結し、その協定に基づき、被災県産材を近接道県で加工し、その木材製品を被災県に供給する取組や近接道県産の木材製品を被災県へ供給する取組について、運搬経費支援等の新たな支援制度を創設すること。

地域の雇用支援施策の充実について

長引くデフレ、リーマン・ショックやその後の円高により、地域産業による雇用の受け皿としての機能が弱まっていますが、平成 21 年度を底に有効求人倍率の漸増傾向が続いています。

近時の円安傾向が、デフレ脱却や雇用情勢のさらなる改善への追い風となることを強く期待しますが、短期的には、輸入原材料等の価格上昇をもたらし、雇用への悪影響が懸念されるところです。

更に、地域においては労働力人口の減少が急激に進んでおり、地域の活力を維持しつつ産業の振興を図るため、労働力の確保と労働者の資質向上が急務となっており、国においても、我が国の今後の持続的な成長・発展を目指すため、若者と女性の活躍を積極的に推進することで、日本を再び成長軌道に乗せる成長の原動力としていくことが重要としています。

一方、全国には、30 万人近い東日本大震災による避難者の方々がおり、北海道・東北地方の 1 道 7 県で、その約 85%に当たる 25 万人以上が避難生活をしています。また、県外への避難者が 6 万 4 千人おり、そのうち同地方が 30%を越える 2 万人を占めています。

まだ途上にある震災復興やこれまでの雇用の改善傾向を腰折れさせず、端緒についたデフレ脱却や地域経済再生の取組を加速化させるため、引き続き、地域産業の振興と一体となった強力な雇用支援が欠かせない情勢と考えられます。これらの継続性と一貫性をもった支援の実施により、地域経済の再生、ひいては日本経済の成長が図られるとともに、長期にわたる避難生活を余儀なくされている震災避難者や被災者の生活安定が可能になるものと思慮されます。

1. 東日本大震災の被災地域の本格的な雇用復興を図るための「事業復興型雇用創出事業」の継続実施及び雇用基金の追加交付を行うこと。
2. 東日本大震災の被災地及びこれ以外の都道府県に避難している被災者に対

する雇用基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の継続実施及び雇用基金の追加交付を行うこと。

3. 雇用基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）について、有効活用が図られるよう、委託先要件「起業後 10 年以内の企業」を地域の実情に応じて緩和できるようにするとともに、平成 25 年度末に終了する雇用基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）の継続実施及び雇用基金の追加交付を行うこと。
4. 緊急雇用基金事業について、事業が終了する場合には、地域の実情に応じ、安定した雇用につながるよう、地域の優れた資源を活用し、女性や若年者などの雇用の場を確保しつつ、地域の人材力の強化を図るための制度の創設など、新たな総合的雇用対策を講ずること。

ポリテクセンター、ポリテクカレッジの運営継続について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しているポリテクセンターやポリテクカレッジ（以下「ポリテクセンター等」）は、現場の即戦力となり得る知識・技術を持つものづくり人材を育成することを通じて、地域の雇用と産業に極めて重要な役割を担っています。

こうした中で、国においては、ポリテクセンター等の都道府県への譲渡を可能とし、また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会では、「移管の見込みが立たないポリテクセンター等については（中略）廃止を含めて検討する」などの議論がされています。

しかし、地方においては、ポリテクセンター等が実施している訓練のニーズは高く、ポリテクセンター等は地域の産業・雇用には必要不可欠な施設です。

したがって、設置道県や地元産業界の意向に反する統廃合を行うことなく、地域の実情に応じた質の高い職業訓練を継続・強化するよう要望します。

整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、東日本大震災からの復興や持続可能である国土・地域の形成が最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や東北地方と北海道の相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館（仮称）間の早期開業及び札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 青函共用走行問題について早期に抜本的解決を図ること。
- (3) 工期短縮に向けた幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充を図ること。

2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

並行在来線への支援措置について

整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線区間は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足として極めて重要な役割を担っています。

また、並行在来線区間は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っています。

こうした中、平成 23 年度には貨物調整金制度の拡充がなされ、貨物列車の施設使用や走行実態に見合った線路使用料が実現し、また、平成 25 年度には、J R 譲渡資産購入経費等の初期投資に係る地方負担に対する交付税措置が創設されるなど、国による地方負担の軽減方策が制度化されたところです。

しかしながら、現在既に開業している各並行在来線区間は、そもそも収益性の低い区間であるがゆえに、制度改善があってもなお、そのほとんどは極めて厳しい経営状況にあり、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されております。

同様に、今後開業予定の並行在来線区間についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境に置かれることが想定されています。

これらの状況や課題を踏まえ、並行在来線が J R 各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的に経営を維持するため、既存制度の更なる拡充や新たな支援の仕組みが構築されるよう、次の措置を早急に講ずることを提言します。

1. 並行在来線の赤字解消分も含まれている J R 貸付料の活用など、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、新たな仕組みを早急に講ずること。
2. 経営維持のための地方負担に係る助成措置を講ずること。（運営費助成・交付税措置等）

3. 鉄道資産取得の初期投資及び施設更新費用について、地方負担への交付税措置の拡充及び鉄道事業者への補助制度の創設・拡充をすること。
4. J Rから譲渡される鉄道資産については、無償譲渡、若しくは収益性に基づいた価格設定がされるよう、ルール化すること。
5. J Rから譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R三島特例並みの創設）を講ずること。
6. 並行在来線とJ R路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、J Rに対しても乗継割引制度の導入を指導すること。

地方航空路線の維持・拡充について

国は、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新国際線地区の拡充など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

一方、地方航空路線を取り巻く状況は、路線の見直しや使用機材の小型化が進められるなど厳しさを増しています。

地方航空路線は、観光振興をはじめ、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着しているほか、地域経済の活性化や国際化を図る上で不可欠な存在であります。

特に、東日本大震災においては、鉄道や高速道路等が使用できなくなった際の代替交通機関として、更には、国内外からの支援要員や物資の輸送拠点として十分な機能を発揮し、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

そのため、地方において利用拡大に向けた様々な対策を実施しておりますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持対策が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持し地域振興を図っていくため、次のことを提言します。

1. 航空会社が路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設けること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講ずること。

2. 空港整備勘定について、十分な除雪体制や消防力の確保等、航空機の定時性や安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。

除雪事業の体制強化について

北海道・東北地方は、道県土の大部分を積雪寒冷特別地域が占めており、雪への対応のため生活全般にわたり様々なハンディキャップを抱えている中、地域住民が安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

特に、平成 24 年度には、北海道・東北地方の広範囲にわたって記録的な豪雪となり、高速道路や幹線道路等の通行止めにより多くの車輛が立ち往生するなど、住民生活に大きな影響を与える事態が発生しました。

一方、道路除雪費については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により、国の補助割合が規定されておりますが、近年、国費が十分に補助されない状況が続き、地方自治体の厳しい財政運営の中、単独費の持ち出しが非常に大きな負担となっております。

また、除雪事業は、多くが民間事業者への委託により実施されておりますが、近年の建設業界を取り巻く厳しい環境の下で、民間事業者の経営体力が低下してきており、除雪オペレーターの雇用継続や機械の保有及び更新が過大な負担となっております。

更に、除雪オペレーターの高齢化等による担い手不足も顕在化していることから、除雪事業からの撤退を余儀なくされる民間事業者も出てきています。

加えて、民間保有の除雪機械が年々減少していることから、道県の保有機械増強は、財政上大きな負担となっております。

これらの状況を踏まえ、豪雪地帯における持続可能な除雪体制を確保するために、次のとおり提言します。

1. 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を遵守し、道県の道路除雪費に対し、国に課せられている補助額を確保するとともに、国庫補助事業における除排雪事業の対象路線を拡大すること。
2. 安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレーターの人材育成に関する制度や、民間事業者の機械の保有及び更新を支援する

制度を創設すること。

3. 道県が保有する除雪機械の増強に要する国庫補助予算の確保に向けて、必要な財源措置を講ずること。

次世代自動車の普及促進に向けた 充電インフラ整備等の推進について

低炭素社会の実現に向け、排出量の約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減は重要な課題ですが、電気自動車をはじめとする次世代自動車は、エネルギーの生産・供給・消費までの全体を通じた二酸化炭素排出量が最も少ないと考えられ、次世代自動車の普及は課題解決に有効な手段です。

このため、地域交通の手段を自動車に大きく依存せざるを得ない北海道・東北地方においては、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、充電インフラの整備など、総合的な取組が必要です。

1. 充電インフラの整備促進

充電インフラの整備については、地方公共団体等において、国の補助制度を活用し、公共施設等への整備に取り組むこととしているため、補助制度の拡充・延長を図ること。

なお、高速道路における充電インフラについても、利便性の向上を図るため、国において整備が促進されるよう努めること。

地域医療の確保について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、平成 24 年度の診療報酬改定は、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講ずる必要があります。

つきましては、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど、地域医療の確保に重要な役割を果たしている公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図るとともに、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり提言します。

1. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

公立病院等の運営に配慮し、更なる地方財政措置の拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営について更なる評価の充実を図ること。

2. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とすること。

また、国の「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」では、既設医学部の入学定員の増と医学部の新設の議論がなされており、これを踏まえた規制緩和など、医師不足道県に配慮した具体的な対策を講ずること。

更に、こうした医師養成数の増に伴う施設整備や指導教員の増に対する財政支援の拡充を図ること。

3. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

4. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

6. 総合診療医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合診療医の制度化及び養成について必要な措置を講ずること。

7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

8. 医師不足道県に配慮した臨床研修制度の運用

臨床研修制度については、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中が是正され、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を行うなど、現行制度の課題等を検証の上、抜本的な見直しを行うこと。

9. 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業支援制度に対する財政支援の拡充

医療クランクの導入など、勤務医の就業環境の改善を図るとともに、女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長に要する経費等に対して更なる支援の拡充を行うこと。

10. 医師不足地域における外国人医師の活用

臨床修練制度について、地方の医師不足対策に活用できるよう、最大2年間とされている期間の更新を可能とするなどの弾力化を図るとともに、臨床修練外国医師が一定の日本語能力を有する場合は、臨床修練指導医の認定に必要な外国語要件を撤廃するなどの規制緩和を実施すること。

11. 地域医療基本法（仮称）の制定による政策の推進

国民的合意に基づいた医療に係る基本理念・方針のもと、地方の意見も反映した総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定し、国・地方の役割分担や民間との連携による地域医療の確保に取り組むとともに、地域医療の確保に要する予算の確保を図ること。

結婚支援の充実について

少子化の進行は、労働力人口の減少に伴う経済成長の停滞、社会活力の低下、年金・医療・介護などの社会保障の不安定化など、社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化対策は、喫緊かつ重大な課題となっております。未婚化・晩婚化は、全国的に進行が加速しており、この30年間における生涯未婚率は男性が7.7倍、女性が2.3倍上昇、平均初婚年齢は男性が2.9歳、女性が3.8歳上昇しております。

このような状況を踏まえ、地方においては、創意工夫しながら結婚支援事業を行うなど、未婚化、晩婚化対策に取り組んでおり、国においても早急に取り組まされるよう、次のとおり提言します。

1. 個人の意思を尊重しつつ、政府が主体的・効果的に国民運動を展開し、結婚気運の醸成を図るなど、未婚化・晩婚化対策に率先して取り組むこと。特に、若年者を対象に、ライフプランを見据えた妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に取り組むこと。
2. 地域が創意工夫して取り組む結婚支援を円滑に実施するための財政支援を行うこと。

高校授業料無償化の継続及び拡充等について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の附則において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」としていますが、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度及び高等学校等就学支援金の支給制度（以下「高校授業料無償化」という。）を見直すに当たっては、現行制度を継続・拡充し、制度の趣旨を堅持するとともに、高校生修学支援基金事業を延長し、必要な財源支援を行うよう、次のとおり提言します。

1. 高校授業料無償化の継続・拡充等

高校授業料無償化は、恒久法を制定の上で導入されたものであり、現行制度の改廃は、保護者をはじめ関係者に混乱を生じさせることとなります。教育はこれからの日本の将来を担う人材づくりの基礎であり、特に、東日本大震災の被災県では、被災者支援や災害復旧活動に最優先で取り組んでいる中、経済的負担が増加することとなれば、教育の機会均等が後退し、また、復興を妨げるおそれがあることから、現行制度を継続すること。

仮に所得制限の導入など、制度を見直す場合であっても、東日本大震災の被災県については、保護者の経済的負担が増加しないよう、当分の間、所得制限対象からの除外、若しくは、義援金や年金等を所得から除外するなどの特例措置を設定すること。

なお、制度を見直す場合においては、捻出された財源を低所得世帯支援の充実や公私間格差の解消に向けた財源として活用するとともに、法律改正前に入学した生徒について修業年限中は無償とすること。

また、高等学校等就学支援金については、低所得世帯の受給者の割合が高いことから、保護者の経済的負担を軽減するため加算金支給額を増額するなど、制度を拡充すること。

2. 高校生修学支援基金事業の延長等

高校生修学支援基金事業について、平成 27 年度以降も継続できるよう、基金の設置時限を延長するとともに、引き続き安定的に運営ができるよう、必要な財政支援を行うこと。

地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結びつくものですが、これまで、地域イノベーションの創出を総合的に支援していた独立行政法人科学技術振興機構のイノベーションプラザ及びサテライトが平成 24 年 3 月で閉鎖されるなど、地域の産学官連携を推進するためのサポート体制が十分とはいえない状況です。

また、各地域では、シーズ・ニーズを結びつけ、共同研究や新商品の開発・事業化を行うため、産学官連携で様々な調整役となるコーディネータを雇用しています。コーディネータは、研究・事業双方に精通し、常に業界と情報交換を行う高いコミュニケーション能力、強い意欲等が必要とされますが、このような人材を地域独自で長期安定的に確保することは、財政的に困難な状況です。

つきましては、地域における科学技術の振興に向けた支援策を積極的に推進されるよう、次のとおり提言します。

1. 地域の実情に合った科学技術の振興を図るため、シーズの発掘から事業化まで、切れ目なく支援するための体制を強化すること。
2. 地域の産学官連携に不可欠なコーディネータを長期安定的に確保するため、雇用やスキルアップを支援する制度を創設すること。

北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、戦後 67 年を経た今日もなおロシアに占拠され、また、当時島を追われた元島民の方々も既に半数以上が亡くなっており、存命の方の平均年齢も 78 歳を超えております。北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いです。よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 日ロ両国間においてこれまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、強力な対ロ外交交渉の推進を図ること。
2. 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育など青少年対策の一層の充実を図ること。
3. 北方領土隣接地域の振興等のため、公共事業等の北方領土隣接地域安定振興対策事業としての優先採択を図ること。また、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく基金の運用益が減少していることから、これを踏まえた財政支援の充実強化を図ること。
4. 四島交流事業（ビザなし交流）、北方墓参事業及び自由訪問事業を効率的に実施するため、実施団体への支援措置の強化とともに、元島民の高齢化を踏まえ訪問先に応じた出入域手続箇所の複数化を図ること。